

## 京都市西京極児童館評価結果

## I. リーダーシップと意思決定

1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている		
1	事業所が目指していること（理念、基本方針）を明確化・周知している	
	1. 事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）を明示している	○
	2. 事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）について、職員の理解が深まるような取り組みを行っている	○
	3. 事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取り組みを行っている	○
2	経営層（運営管理者含む）は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている	
	1. 経営層は、自らの役割と責任を職員に伝えている	○
	2. 経営層は、自らの役割と責任に基づいて行動している	○
<p><b>【講評】</b> 職員、利用者に理念の周知を行って法人が目指す姿を伝え、職員の意識向上を図っています</p> <p>① 「社会福祉法人京都保育センター 法人大綱」（以下、法人大綱と略します。）が示されており、これを基本として法人の運営及び所管児童館の基本方針や事業計画などの重要事項を決めています。</p> <p>② 法人大綱の策定には所管施設の全職員が関わっており、施設の運営や職員が働く上での基盤となっています。法人としては、今後、形骸化しないようにいっそうの職員への浸透を図ることが課題であると考えています。</p> <p>③ 法人大綱は所管の各施設の入りに掲示したり、しおりに表示したりする方法で利用者に示しています。また、毎年実施する法人全体研修では「子どもの人権」について映像を見て学ぶなど、大綱に関わるテーマを取り上げて職員の意識を高める取り組みを行っています。</p>		

## II. 経営における社会的責任

<b>1 社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる</b>		
1 社会人・福祉サービスに従事する者として守るべき法・規範・倫理などを周知している		
1. 福祉サービスに従事する者として、守るべき法・規範・倫理（個人の尊厳）などを明示している		○
2. 全職員に対して、守るべき法・規範・倫理（個人の尊厳）などの理解が深まるように取り組んでいる		○
3. 事業所のコンプライアンスや社会的責任を明確にして、職員保護や法令遵守に対する取り組みをおこなっている		○
2 第三者による評価の結果公表、情報開示などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている		
1. 第三者による評価の結果公表、情報開示など外部の導入を図り、開かれた組織となるように取り組んでいる		○
2. 透明性を高めるために、地域の人の目にふれやすい方法（事業者便り・会報など）で地域社会に事業所に関する情報を開示している		○
<b>2 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている</b>		
1 事業所の機能や福祉の専門性を生かした取り組みがある		
1. 事業所の機能や専門性は、利用者に支障のない範囲で地域の人に還元している（施設・備品等の開放、個別相談など）		○
2. 地域の人や関係機関を対象に、事業所の機能や専門性を生かした企画・啓発活動（研修会の開催、講師派遣など）を行っている		○
2 ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している		
1. ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している		○
2. ボランティアの受け入れ体制を整備している（担当者の配置、手引き書の作成など）		○
3. 利用者や地域住民を対象としてボランティア育成をおこなっている		○
3 地域の関係機関との連携を図っている		
1. 地域の関係機関のネットワーク（連絡会など）に参画している		○
2. 地域ネットワーク内での共通課題について、協働して取り組めるような体制を整えている		○
3. 小学校等利用者が関係する機関との連携を図っている		○
<b>【講評】</b>		
地域への情報発信や関係施設との連携など、施設の社会的責任を果たす努力をしています		
① 法人大綱には憲法、児童福祉法等の法令、子どもの権利条約などに則って職務を遂行することが表明されています。		
② 各所管児童館は順次第三者評価を受審し、その結果をホームページに公表することになっています。また、法人新聞を発行し、全職員、各種団体、民生児童委員などに配布し、法人や各施設の運営状況を開示しています。		
③ 各児童館が、地域子育て支援ステーション事業の基幹ステーションとなっており、保育所、民生児童委員等の乳幼児子育て家庭の支援施設、団体と連携して会議や事業を行っています。また、児童館ごとに小学校、PTA、少年補導委員等の地域の子ども関係施設・団体との独自の連携を深めています。		

### Ⅲ. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

1 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している		
1	利用者一人ひとりの意向（意見・要望・苦情）を多様な方法で把握し、迅速に対応している（苦情解決制度を含む）	
	1. 苦情解決制度を利用できることや事業者以外の相談先を遠慮なく利用できることを、利用者に伝えている	○
	2. 利用者一人ひとりの意見・要望・苦情に対する解決に取り組んでいる	○
2	利用者意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる	
	1. 利用者アンケートなど、事業所側からの働きかけにより利用者の意向を把握することに取り組んでいる	○
	2. 利用者の意向をサービス向上につなげることに取り組んでいる	○
3	地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している	
	1. 地域の福祉ニーズの収集（地域での聞き取り、地域懇談会など）に取り組んでいる	○
	2. 福祉事業全体の動向（行政や業界などの動き）の収集に取り組んでいる	○
<p><b>【講評】</b>            利用者の要望や苦情などに応えるための法人の一貫した取り組みがあります</p> <p>① 法人としての苦情対応方針を示し、これに基づいて苦情の解決を図っています。児童館への苦情は館長会で話し合い、再発防止策などを確認します。原則として全ての苦情が理事長に報告されますが、4館長のみでは解決が困難な事項は理事長対応となります。</p> <p>② 利用者の意見や要望は、各館でアンケートの実施や意見箱の設置などを行って収集しています。保護者からの意見や要望ばかりでなく、特に子どもたちからの意見を重視しています。子どもたちに意見箱が活用されるように、子どもたちが投函を楽しみにするようなユーモアのある回答を行って、投函促進を図るなどの工夫をしています。また、子どもたちからの意見や要望が具体的に実現されるように各館で努力もしています。</p> <p>③ 半期ごとの総括会議や館長会議などの意見交換を行う機会があります。この中で計画の見直しが行われたり、各館の動向・利用者の要望などの情報を共有したりして、相互の活動内容の向上に役立てています。</p>		

#### IV. 計画の策定と着実な実行

<b>1 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる</b>		
1 取り組み期間に応じた課題・計画を策定している		
1. 理念・ビジョンの実現に向けた中・長期計画を策定している		○
2. 年度単位の計画を策定している		○
3. 短期の活動についても、計画的（担当者・スケジュールの設定など）に取り組んでいる		○
2 多角的な視点から課題を把握し、計画を策定している		
1. 課題の明確化、計画策定の時期や手順があらかじめ決まっている		○
2. 計画は、サービスの現状（利用者意向、地域の福祉ニーズや事業環境など）を踏まえて策定している		○
3 着実な計画の実行に取り組んでいる		
1. 計画推進の方法（体制、職員の役割や活動内容など）を明示している		○
2. 計画推進にあたり、目指す目標と達成度合いを測る指標を明示している		○
<b>2 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる</b>		
1 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる		
1. 事故、感染症、侵入、火災、自然災害などの事例や情報を組織として収集し、予防対策を策定している		○
2. 事故、感染症、侵入、火災、自然災害などの発生時でもサービス提供が継続できるよう、職員、利用者、関係機関などに具体的な活動内容が伝わっている		○
3. 利用者の負傷等に対応する傷害保険に加入している		○
4. 賠償すべき事故に対応する損害賠償保険に加入している		○
<b>【講評】</b>		
事業実施、利用者の安全対策に計画的に取り組み、定期的に見直し改善する仕組みがあります		
① 法人では、総括会議を計画会議と位置づけて年度途中と年度末に実施し、各館の年間の事業計画の策定、見直しについての意見交換を行っています。併せて半期ごとに理事会にも事業の報告がされ、各館の状況を把握することで、法人としての課題を分析して明確化し、理事会として方針の発信が行われる仕組みになっています。		
② 各館で年間活動の役割分担表が作成されて、担当者が中心になって事業を進めています。利用者アンケート、地域からの要望などを資料として振り返りを行い、次回の課題などを明らかにして計画の立案を行っています。		
③ 防災、防犯、感染症等のマニュアルを策定し各館に整備しています。また、万が一のケガや賠償すべき事故に備えて、傷害保険や賠償責任保険にも加入しています。		

## V. 職員と組織の能力向上

<b>1 事業所が目指している経営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる</b>		
1 事業所にとって必要な人材構成にしている		
1. 事業所の人事制度に関する方針（人材像、職員育成・評価の考え方）を明示している		○
2. 採用に対する明確な基準を設けている		○
2 職員の質の向上に取り組んでいる		
1. 職員一人ひとりの能力向上に関する希望を把握している		○
2. 事業所の人材育成計画と職員一人ひとりの意向に基づき、個人別の育成（研修）計画を策定している		○
3. 職員一人ひとりの個人別の育成（研修）計画に基づいて、必要な支援をしている		○
<b>2 職員一人ひとりと組織力の発揮に取り組んでいる</b>		
1 職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる		
1. 職員の判断で実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法を明示している		○
2. 職員一人ひとりの研修成果を、レポートや発表等で共有化に取り組んでいる		○
2 職員のやる気向上に取り組んでいる		
1. 事業所の特性を踏まえ、職員の育成・評価・報酬（賃金、昇進・昇格、賞賛など）が連動した人材マネジメントを行っている		○
2. 就業状況（勤務時間や休暇取得、疲労・ストレスなど）を把握し、改善に取り組んでいる		○
<b>【講評】</b>		
様々な手立てで職員が能力を発揮し、理念の実現に向けて働くことができるようにしています		
① 「法人大綱」の趣旨に共感し、共に働くことができる職員を採用したいことから、「法人大綱」で大切にしている「児童の権利条約」や「子どもの主体性」などをテーマにしたレポート試験や役員による面接を実施して、人物像や子ども観を確認しています。		
② 法人には独自の職員ヒアリングシートがあります。1年間の仕事について自己評価と他者評価が記入できるようになっています。職員に対して館長による面談を実施するとともに、職員は別の館の館長に相談できる仕組みを設けてあり、職員の意向や仕事上の悩み、意見などを吸い上げることができる体制をつくっています。		
③ 職員と館長との繋ぎの役割として主任制度を設けています。法人主催の主任研修や児童館学童連盟の中堅研修、児童健全育成推進財団の研修の受講を勧めるなど、適切な働きができるようにサポートしています。		

## VI. サービス提供のプロセス

1 サービス情報の提供		
1 利用者や地域住民に対してサービスの情報を提供している		
1. 利用者や地域住民が入手できる媒体で、事業所の情報を提供している		○
2. 利用者や地域住民の特性を考慮し、提供する情報の表記や内容をわかりやすいものになっている		○
3. 事業所の情報を、行政や関係機関等に提供している		○
4. 放課後児童クラブの利用が困難な場合には、理由を説明したうえで、他の相談先紹介など支援の必要に応じた対応をしている		○
5. 事業所の利用促進につながるように創意ある広報活動がおこなわれている		○
<b>【講評】</b> 児童館の情報を周知するために、様々な手立てを講じています		
① 「児童館ニュース」を発行して小学校の全生徒に配布しています。年度初めのおたよりでは、児童館に親しみを持ってもらえるように、児童館でできる遊びや職員の紹介を記事にするなどの工夫をしています。また、「あんなこと こんなこと」という記事では、前月の子どもたちの活動の様子を伝えています。その他、乳幼児クラブ、放課後児童クラブの利用者に向けたお知らせを別に発行したり、ホームページでの紹介を行ったりしています。		
② 中学校とは、中学生・高校生世代（以下、中高生世代と表記します）を対象とした活動についてのポスターやチラシの掲示をお願いできる関係ができています。		
③ 市の子育て支援ネットワークステーション事業を足掛かりとした保育園、幼稚園との関係で、相互のお便りにイベント告知を掲載することができています。		
2 サービスの実施		
1 遊びの環境整備を行っている		
1. 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められている		○
2. 乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境がある		○
3. 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している		○
4. 幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている		○
<b>【講評】</b> 子どもたちが自由に遊ぶ環境に加え、気軽な多世代交流の促進も望まれます		
① 部屋や遊具の使い方は、目で見ても理解しやすいように写真や絵を掲示して示しています。遊具の片付け方についても収納場所にその遊具の片づけた状態の写真が貼ってあり、目で見ても元の場所に戻せるようにしています。		
② 乳幼児から中高生世代の児童までの様々な世代の利用があります。職員はどの世代も気軽に利用できるような雰囲気づくりに努めていますが、物理的な制約もあり日常的に異なる世代の交流が行われるまでには至っていません。		
③ 限られた空間の中で、動きの多い遊びや落ち着いて静かに過ごす遊びなど、子どもたちがそれぞれ好きな遊びをすることができるように、遊び場所の区分をして対応しています。		

2	乳幼児と保護者への対応を行っている	
	1. 乳幼児と保護者が日常的に利用している	○
	2. 乳幼児活動が年間通じて実施されており、その内容が参加者のニーズに基づいたものになっている	○
	3. 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している	○
	<p><b>【講評】</b> 乳幼児親子の支援のために、様々な活動に取り組んでいます</p> <p>① 概ね6か月から1歳半の親子が対象の乳児クラブと、1歳半以降から就学前までの親子を対象とした幼児クラブを実施しています。プログラムを通して親子と保護者相互の交流の機会を提供しています。どちらも登録制ではありますが、転居などで来られた方が後からでも気軽に入会できるように、いつでも登録可能な仕組みにしています。</p> <p>② 登録なしで児童館活動に触れることができる「(じどうかんに)おいDAY」を設定しています。手遊びなどのプログラムも取り入れ、参加親子の交流が図られるような工夫に努めています。また、毎日ランチタイムの利用ができるように開放し、幼稚園帰りの親子の利用などがあります。</p> <p>③ 毎年実施する利用者アンケートからニーズを把握して、親子料理教室、子育て講演会、ベビーマッサージなどのプログラムの実施に繋げています。</p>	
3	小学生への対応を行っている(核となる児童館活動)	
	1. 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している	○
	2. 職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている	○
	3. 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深め合える取り組みが行われている	○
	4. 行事やクラブ活動が、日常活動とのバランスや児童の自主性・社会性を育てることを意識して企画されている	○
	<p><b>【講評】</b> 個々の様子に注意を払いながら、自然に日常の遊び、生活を支えるように努めています</p> <p>① 気になる子どもや特別な配慮を要する子どもについては、職員が共通の認識で子どもたちの個々の様子に注意を払いながら対応できるように、職員昼礼などで情報共有をしています。</p> <p>② お楽しみ会、おばけやしき、クリスマス会などは小学校4年生から中高生世代を対象とした実行委員会を設けて取り組んでいます。子どもたちの自主性を高める観点から「子どもに任せる」ということを、職員がより意識して、充実させていくことが課題であると認識しています。</p> <p>③ 配慮が必要な子どもには介助ボランティアを配置して支援をすることで、子ども同士が自然と遊ぶ姿がみられます。また、手話クラブがあり、聾唖の方が先生になってゲームや手話を勉強する機会を持つなど、子どもたちが日常の活動の中で自然に障害に対する理解を深めるように努めています。</p>	

4 中学生・高校生世代への対応を行っている	
1. 日常的に中学生・高校生世代の利用がある	○
2. 中学生・高校生世代が自主性や社会性を養えるような活動を継続して実施している	○
<p><b>【講評】</b> 「こどもエコクラブ」などの中高生世代が関わるきっかけとなる活動があります</p> <p>① 夕方5時以降を中高生世代が自由に利用できる時間としています。「児童館ニュース」への掲載や館内掲示でこのことを発信して中高生世代の利用を促すとともに、小学生等の利用児童の保護者に理解を求めています。</p> <p>② 毎月1回、中高生世代のニーズや企画によるイベントを行っています。その様子を翌月の「じどうかんニュース」に掲載し、児童館がこの世代の居場所であることも認知してもらえるように努力しています。</p> <p>③ 児童館の外で活動を行うきっかけとして始めた「こどもエコクラブ」に中高生世代の登録が多数あり、環境に関わる活動以外にも、キャンプやボウリングなどに参加して楽しむ姿があります。今後はこの世代のニーズをさらに把握し、彼ら主体の活動を充実することが課題と考えています。</p>	
5 子どもの権利を尊重した支援を行っている	
1. 子どもの意見を述べる場や意見を生かす事業が提供されている	○
2. 子どもからの相談に日常的に対応できる雰囲気がある	○
<p><b>【講評】</b> 子どもの意見、自主的な行動を尊重した運営ができるように努力しています</p> <p>① 利用者アンケートの実施や意見箱の設置、日頃の会話の中で子どもたちの意見を収集し、その意見を取り入れた活動の実現に努力をしています。また、アンケートや意見箱への投書の結果は、職員からの回答を加えて壁貼りしたり、児童館ニュースの記事にしたりして子どもたちにフィードバックしています。</p> <p>② 児童館行事の実行委員会委員を手上げ制で子どもたちの中から募り、委員となった子どもたちが自主的に当日に向けての準備をしています。</p>	
6 配慮を要する児童・家庭への支援を行っている	
1. 保護者からの相談に日常的に対応できる体制がある	○
2. 障害のある児童の利用に対応する支援策が整っている	○
3. 虐待を受けている疑いのある子どもの情報を得たときや、虐待の事実を把握した際には、組織として関係機関に連絡し、その後も連携できるような体制を整えている	○
<p><b>【講評】</b> 利用者の状況に応じて適切な対応ができるように、関係機関等との連携体制を持っています</p> <p>① 職員は常時話しやすい雰囲気づくりを心がけ、保護者からの相談をいつでも受けとめる体制があります。乳幼児活動の中でちょっとした会話や、迎えの際などの立ち話が相談へと繋がっています。また、放課後児童クラブは月1回ペースで保護者会が開催されており、その際にも話す機会が持っています。</p> <p>② 障害のある子どもについては、児童発達支援センターや放課後デイサービスなどの協力関係を持ちながら、子どもの個々の状況に応じて支援ができるようにしています。また、介助者を導入して対応に努めています。しかし、子どもの人数に対して介助者の数が少なく、十分に対応できていないと感じています。児童館が2階にあるため、車いすなどへの対応が難しくなっています。</p> <p>③ 虐待を受けている疑いがある子どもの情報を得た場合は、小学校、児童相談所などと連携を取ることができる体制があります。特に小学校とは年1回の定例の情報交換の他、必要に応じてやり取りが可能な関係を保っています。</p>	



7 地域の児童の育成環境づくりを行っている	
1. 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している	—
2. 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている	○
3. 児童館運営協議会等を設け、地域住民と共に育成環境づくりを検討する機会がある	—
<p><b>【講評】</b>  地域の子ども関係団体との連携・協力を通して子どもの育成環境づくりに努めています</p> <p>① 学区社協の幹事団体として活動しています。そこで行われている「子ども見守り隊」活動で地域の子どもの状況について情報交換をしたり、提供・発信を行ったりして、地域の方と子どもに関する思いを共有できるようにしています。</p> <p>② 地域の各種団体の行事、祭りなどに積極的に参加、協力しています。また、介護老人保健施設やデイサービスへの訪問や利用者との継続的な交流をとおして、子どもと高齢者が知り合う場を作っています。</p> <p>③ 現在、児童館運営協議会は設けられていませんが、学区社協や地域子育て支援ステーション事業での関係団体との情報交換や活動などを通して地域のニーズや課題を把握し、応える努力をしています。</p>	
<b>3 サービスの開始・終了時の対応【放課後児童クラブ併設の場合のみ該当】</b>	
1 サービスの開始にあたり保護者に説明し、同意を得ている	
1. 放課後児童クラブ利用の開始にあたり、基本的ルール、重要事項等を保護者の状況に応じて説明している	○
2. 放課後児童クラブの内容について、保護者の同意を得るようにしている	○
3. 放課後児童クラブに関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している	○
2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている	
1. 放課後児童クラブ利用開始時に、子どもの支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している	○
2. 放課後児童クラブ利用開始直後には、子どもの不安やストレスが軽減されるように支援を行っている	○
3. 放課後児童クラブ利用の終了時には、子どもや保護者の不安を軽減し、支援の継続性に配慮した支援を行っている	○
<p><b>【講評】</b>  放課後児童クラブの利用開始及び終了時の際に、子どもや保護者が不安を感じることはないよう、様々な取組を行っています</p> <p>① 放課後児童クラブの利用開始にあたり保護者会を開催し、基本的ルールや重要事項等を説明し、保護者の同意を得るようにしています。また、必要に応じて登録前の相談や質問等にも個別に対応し、保護者の不安軽減に努めています。</p> <p>② 登録児童数に比して空間的に狭いため、併設する地域の集会所を借りて静養室や宿題をやる場所として活用し、利用児童のストレスが少しでも減るように工夫しています。</p> <p>③ 放課後児童クラブ終了後も児童館の利用を促したり、クラブOB会を開いたりすることに加え、困ったことがあればいつでも相談に乗ることを伝えて、子どもや保護者に対する継続的な支援を心掛けています。</p>	

#### 4 特に配慮を要する児童・家庭の個別状況に応じた計画策定・記録

1 定められた手順に従って情報収集、分析および課題設定を行い、子ども・家庭の課題を理解した個別の支援を計画している

1. 配慮を要する子どもや保護者の心身状況や生活状況、ニーズ等を、明示する手続きを定め、記録し把握している	○
2. 支援の計画は定期的見直しの時期と手順を定めている	○
3. 個別の支援内容は、子どもの様子や保護者の希望を尊重して計画的に作成されている	—
4. 計画を保護者にわかりやすく説明している	—
5. 配慮を要する子ども・家庭の支援について、関係機関との連携を図っている	○
6. 配慮を要する子ども・家庭の支援に向けて、職員の勉強会・研修会を実施し理解を深めている	○

2 子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している

1. 配慮を要する子ども一人ひとりに関する情報を過不足なく記載するしくみがある	○
2. 計画に沿った具体的な支援内容と、その結果子どもの状態がどのように推移したのかについて具体的に記録している	—

3 配慮を要する子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している

1. 計画の内容や個人の記録を、支援を担当する職員すべてが共有し、活用している	○
2. 子どもや保護者の状況に変化があった場合の情報を職員間で共有化している	○

##### 【講評】

配慮を要する子どもや保護者については、詳細な記録を元に、地域の関係機関と連携を取りつつ支援にあたっています

- ① 配慮を要する子どもや保護者との関わりについては、個別のノートを作成して経緯を詳細に記録して支援にあたっています。
- ② 配慮を要する子どもや保護者の支援について、児童相談所、小学校、放課後デイ等、地域の関係機関との連携体制が整っており、情報共有や支援についての検討がスムーズに行えるようになっています。
- ③ 配慮を要する子どもや保護者の状況については、個別のノートに加え毎日の職員会議等ですべての職員が情報を共有しており、館として共通認識を持って支援にあたることができています。

## 5 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重

### 1 子どものプライバシー保護を徹底している

1. 子どもに関する情報（事項）を外部とやりとりする必要がある場合には、保護者の同意を得るようにしている	○
--	---

2. 子どもの羞恥心に配慮した支援を行っている	○
-------------------------	---

### 2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している

1. 日常活動の中で子ども一人ひとりを尊重している	○
---------------------------	---

2. 子どもと保護者の価値観や生活習慣に配慮した支援を行っている	○
----------------------------------	---

3. 子どもの気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止対策を徹底している	○
---	---

4. 子どもの権利擁護のための規定が定められ、公表されている	○
--------------------------------	---

#### 【講評】

子どもの権利を守り、プライバシー保護を徹底しています

- ① お漏らしをした際は別室で対応するなど、子どもの羞恥心に配慮した支援を行っています。
- ② 嫌いなおやつは全部食べなくてもよしとするなど、日常活動の中で子ども一人ひとりを尊重しています。
- ③ 子どもの気持ちを傷つけるような職員の行為のないよう、法人大綱や児童憲章の条文を館内掲示すると共に、気付いたことがあればお互いにその場で注意し合うように心掛けています。

## 6 事業所業務の標準化

1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている		
1. 手引書(基準書、手順書、マニュアル)等で、事業所が提供しているサービスの基本事項や手順等を明確にしている		○
2. 職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している		○
2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている		
1. 提供しているサービスの基本事項や手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている		○
2. 提供しているサービスの基本事項や手順等の見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案、子どもの様子を反映するようにしている		○
3. 職員一人ひとりが工夫・改善したサービス事例などをもとに、基本事項や手順等の改善に取り組んでいる		○
3 さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している		
1. 打ち合わせや会議等の機会を通じて、サービスの基本事項や手順等が職員全体に行き渡るようにしている		○
2. 職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している		○
3. 職員一人ひとりのサービス提供の方法について、指導者が助言・指導している		○
4. 職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている		○

### 【講評】

利用者からの意見提案を年度末に見直すと共に、研修会等で職員が学ぶ機会も計画的に持ち、また、職員同士で議論する機会も作り、事業所業務の標準化に努めています

- ① 提供しているサービスについて、利用者からの意見提案を年度末に見直し、次年度の計画に反映するようになっています。
- ② 職員が一定レベルの知識や技術を学べるよう、職員を計画的に研修に参加させています。
- ③ 事業内容や子どもへの関わり方等については、児童館・放課後児童クラブの区別なく職員全員で議論して取り決めるように心掛けており、それを通じて業務の一定水準を確保するようになっています。

## VII. 情報の保護・共有

1 情報の保護・共有に取り組んでいる	
1 事業所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる	
1. 情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス権限を設定している	○
2. 収集した情報は、必要な人が必要なときに活用できるように整理・管理している	○
2 個人情報、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて保護・共有している	
1. 事業所で扱っている個人情報の利用目的を明示している	○
2. 個人情報の保護について職員（実習生やボランティアを含む）が理解し行動できるための取り組みを行っている	○
<p><b>【講評】</b></p> <p>個人情報の管理と利用が適切に運用できるように手立てを講じています</p> <p>① 法人規定や任務分掌により、アクセスが可能な情報を設定しています。各館とも放課後児童クラブ登録児童、家庭の個人情報を保有しているため、それぞれ鍵のかかる保管庫に整理して管理し、必要に応じて職員が利用できるようになっています。</p> <p>② 個人情報の利用などに関する規定は、個人情報保護マニュアルや放課後児童クラブのしおりに明示されており、事前に利用者に説明がされています。</p> <p>③ 新人職員等に対してはマニュアルやオリエンテーションを通じて、個人情報の重要性とその保護について説明をしています。また、職員には「守秘義務」に関する誓約書を課し、その意識付けを図っています。</p>	

## 総評

### ■特に良い点

ポイント1	法人理念の実現のために職員のマネジメントに力を入れ、人材の確保に努めています
	法人では所管各館の職員一人ひとりが、やる気や働きがいを持って子ども等の支援に向かえるように、職員のマネジメントの一環として独自の職員ヒアリングシートを策定しています。自己評価で自分を振り返ると同時に、他者評価として同僚や先輩職員からアドバイスや励ましの言葉をもらうことで、本人のモチベーションの向上や目標の再設定に繋がっています。また、このシートを基に館長による面談を実施するとともに、職員は別の館の館長に相談できる仕組みがあることで、職員の意向やストレスなどについて吸い上げ、館長会等での調整が図られるようになっていきます。このことは職員の働きやすさを維持し、在職年数の長さにも表れているものと思われまます。
ポイント2	クラブ活動への参加の声掛けをすることで、中高生世代の来館のきっかけづくりに努めています
	中高生世代の利用が減少していることから、その促進のために「こどもエコクラブ」「料理クラブ」への参加の声掛けをして来館のきっかけをつくっています。「こどもエコクラブ」はもともと館外活動を行うことを目的として始めた活動ですが、中高生世代の加入も多く、エコクラブ以外のキャンプやボウリングなどにも参加して楽しむようになっていきます。館長は、今後は中高生世代のニーズ調査を行うこと、職員が中高生世代のやりたいことを引き出し、彼らの主体的な活動を支える意識がさらに必要だと考えています。
ポイント3	配慮を要する子ども、気になる子どもについて個別のノートがあります
	配慮を要する子どもや気になる子どもについては個別のノートを用意しています。児童館での子どもの状況、職員の対応、家庭とのやり取り等が記入されています。職員間で情報を共有する際の資料として活用されています。今後は、先行している館の事例などを参考にしながら必要なポイントを整理して書き込む書式を策定して利用したり、電子化を進めたりすると、経過の確認、情報の共有などがしやすくなるものと思われまます。

■改善が望まれる点

<p>ポイント1</p>	<p>乳幼児親子や中・高校生にとっても居心地の良い環境を作るよう、引き続き取り組むことが期待されます。</p>
	<p>西京極児童館は、乳幼児親子から中・高校生まで一定の利用があります。しかしながら、地域の多くの利用者にとって、安全で利用しやすく、居心地の良い、開かれた空間になれているかを考えると、やや疑問に感じました。乳幼児や障害のある子どもにとって利用しやすい環境は？ 最近の母親たちは？ 中・高校生世代は？ …と利用者の立場に立って改めて見直してみると、まだまだやれることはあるように思えます。地域の多くの利用者にとって居心地の良い環境を作るよう、引き続き取り組むことが期待されます。</p>
<p>ポイント2</p>	<p>住民ボランティアを発掘し、住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進する取組が期待されます。</p>
	<p>児童館のコミュニティーワークは、公的な関係機関との連携に加えて、それ以外の地域に密着した住民ボランティア等の協力を得ることが特色と言えます。西京極児童館は、公的な関係機関との連携は活発に行われていますが、地元の民生委員・児童委員や、その他、住民ボランティア等との関わりが見られませんでした。子どもとの関わりをきっかけに住民同士の横の関係を作り、住民の主体性を引き出して地域を変えて行くことができるのが児童館です。長いスパンで地域住民の主体性を育てることを意識し、住民による子育て支援活動や健全育成活動を支援するような取組を始めることが期待されます。</p>